

日住協 第35号  
平成24年4月27日

会員各位

一般社団法人 日本住宅建設産業協会  
専務理事 田村 仁 人

**「認定品質住宅制度（特保住宅）」における現場検査の運用の変更について**  
(株)住宅あんしん保証 あんしん住宅瑕疵保険)

(株)住宅あんしん保証が行う「あんしん住宅瑕疵保険／認定品質住宅制度（特保住宅）」における現場検査の運用について、下記のとおり、国土交通省の指導に基づき変更する旨の連絡がありましたのでご案内いたします。

記

1. 変更内容

現在は、「あんしん住宅瑕疵保険／認定品質住宅制度（特保住宅）」における基礎配筋検査を実施する場合、住宅あんしん保証の「現場検査員」又は日住協の「特保住宅検査員」のいずれかを選択できる運用となっていました。今後は、日住協の「特保住宅検査員」が必ず基礎配筋検査を実施する運用に変更となります。

現行		変更後	
基礎配筋検査 (1回目検査)	上部躯体検査 (2回目検査)	基礎配筋検査 (1回目検査)	上部躯体検査 (2回目検査)
「特保住宅検査員」 又は 「現場検査員」	「現場検査員」	「特保住宅検査員」	「現場検査員」

2. 実施時期

平成24年5月18日(金)の保険契約申込受理分より、当該運用を開始いたします。

3. 留意点

平成24年5月18日(金)以降、「あんしん住宅瑕疵保険／認定品質住宅制度（特保住宅）」を申込する場合、日住協の「特保住宅検査員」による基礎配筋検査が必須となります。

日住協の「特保住宅検査員」による基礎配筋検査が実施できない場合、「一般住宅」としてお申しいただくこととなりますのでご注意ください。(保険料等の割引が受けられません)

本件に関する問合せ先

(一社)日本住宅建設産業協会 担当：水野・田頭・菊原

電話：03-3511-0611